

第6章 住民との協働と効率的な行財政運営等の推進

- 6-1 町民参加による行政運営の推進
- 6-2 行財政の健全化と効率的な運営
- 6-3 広域的な行政活動の推進

6-1 町民参加による行政運営の推進

(1) 現況と課題

本町の高齢化率が4割を超える中、福祉ニーズのみならず、各分野においても地域の課題が複雑化、多種多様化してきています。これらの課題に的確に対応していくためには、町民と行政の協働と連携によるまちづくりが必要で、そのためには、それが役割分担をしながら、まちづくりを推進していくことが重要です。行政が行う各施策などの情報提供をする一方で、町民・地域からのニーズの把握など、お互いに情報を共有していくことが必要です。

本町では、必要に応じて町民アンケートの実施や町長との意見交換、審議会や協議会等への町民の代表参加、各種行政相談窓口業務などを通して、町民のニーズや地域課題等の把握に取り組んでいます。

また、町のホームページや広報紙等を活用した積極的な情報提供を行うとともに、公正で開かれた町政を一層推進するため、情報公開の推進を図っています。

一方、河川や観光地の清掃、街並みの美化清掃などで町民が自主的な活動を行うとともに、地域ボランティア組織などによる地域活性化等への取組など、積極的なまちづくりの活動を行っています。

今後は、より一層協働した事業を図っていくため、産業振興や社会基盤整備、社会福祉などの分野において、町民自らの創意工夫を活かし、官民一体となった体制づくりが必要となっています。

(2) 基本方針

広報・広聴活動の充実や情報公開等を推進しながら、地域課題等の解決に向けた町民との関係を構築するとともに、町民の行政への関心を高め、役割分担を明確にし、町民と協働でまちづくりを推進します。

また、官民一体となったまちづくりを推進していくため、町民自らが創意工夫を活かし、参加できる体制づくりに努めます。

(3) 主要施策

① 地域活動の普及と充実

■各地の地域活動が充実していくよう人材育成や広報活動経費など支援に努めます。

② 開かれた町政の推進

■町民総参加のまちづくりを推進するために、必要に応じて地域課題やまちづくりについて、自治会や各種団体、町民等と町長が直接対話する機会を設けます。

■町民の意見等を幅広く求めるために、町ホームページによる意見提言制度等の活用を図るとともに、町政を進める上で重要な役割を果たすまちづくりに関する審議会や協議会、委員会等に町民が積極的に参加できる機会の拡充を図ります。

③ 情報公開の推進・個人情報の保護

■公正で開かれた町政を推進するため、個人情報の保護に配慮しながら、積極的な町政に関する情報提供に努めるとともに、適切な情報公開制度の運用を図ります。

■本町の行政課題や調整の方向を審議する審議会等の会議の公開に努めます。

■個人情報等の保護が適切に実施できるように職員への研修や庁内の体制づくりに努めます。特に、平成28年（2016年）から導入されたマイナンバー制度で求められる個人情報等の安全管理基準を満たすため、引き続き体制の強化を図ります。

④ 広報広聴活動の充実

ア 町長部局

- 町政の情報を提供するため、広報誌「広報くどやま」の紙面のより一層の充実を図ります。
- 速やかな行政情報の提供のため、町ホームページを活用した広報を積極的に推進します。
- 住民が活用できる広報ページの検討、広報紙とインターネットの併用による広報活動の充実を図ります。

イ 議会

- 議会の活動内容を周知するため、「こんにちは！議会です」の内容のより一層の充実を図ります。
- 町ホームページを活用し、議会情報の速やかな提供を積極的に推進します。



6-2 行財政の健全化と効率的な運営

(1) 現況と課題

少子高齢化、人口減少による構造変化や経済環境の変化、また、消費税引き上げによる地方交付税の影響など、自主財源の少ない本町の財政は、非常に厳しい状況にあります。

一方で、町民の行政需要は、ライフスタイルや生活環境の変化などから、ますます高度化・多様化しています。

このような中、限られた財源や資源を活用し、これらの様々な行政課題に取り組んでいくためには、これまで以上に自主性や自立性を高めたまちづくりを進めていくことが重要です。そのためにも、行政改革等を推進しながら、財政基盤の強化を図っていくことが必要となっています。

(2) 基本方針

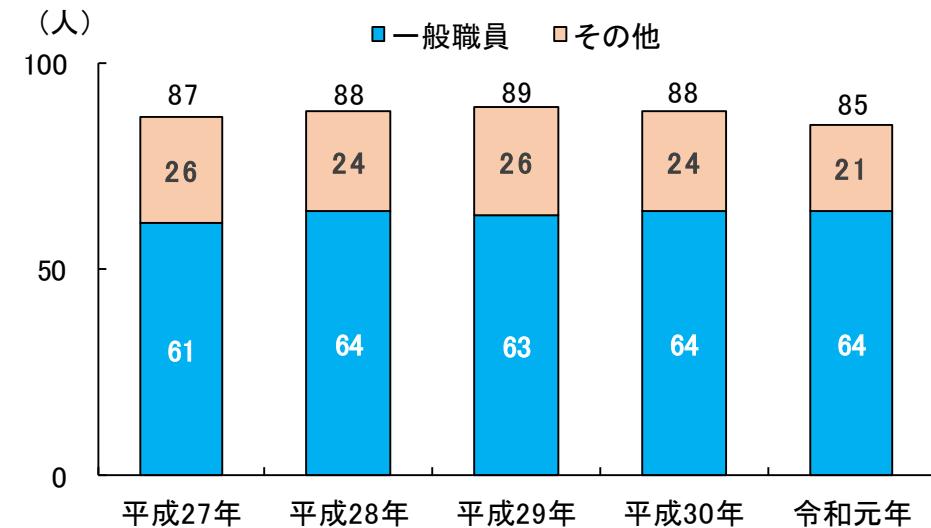
「九度山町定員適正化計画」に基づき、職員数の適正化などを図り、今後も、計画を継続して進めるとともに職員の意識改革の推進や資質・能力の向上、簡素で計画的、効率的な行財政運営を推進します。

▽財政構造の状況(令和元年度)

区分		構成比
経常収支比率		98.6%
決算額構成比	義務的経費構成比	41.3%
	人件費比率	19.4%
	扶助費比率	7.1%
	公債費比率	14.8%
	他会計への操出金の構成比	14.8%
区分		決算額
基金残高(町民1人当たり)		145,060円
起債残高(町民1人当たり)		959,772円

資料:市町村データブック

▽職員数の推移



資料:市町村データブック

(3) 主要施策

① 財政の健全化の推進

- 本町の決算に基づき算定した「健全化判断比率」及び「資金不足比率」はともに基準を下回っていますが、引き続き計画的、効率的な財政運営を推進するとともに、財政状況の変化等に柔軟に対応するため、中長期的な視点から財政運営に取り組みます。
- 施策の実施については、緊急性や必要性、事業効果、後年度負担などの面から検討を行い、早期に対応すべき事業については財源の重点的な配分に努めます。
- 特別会計で行っている公営事業については、今後とも「独立採算制の原則」を基本とした運営に取り組み、事業の効率化、合理化等による経費節減を図りながら、適正な料金体系の見直しなどによる運営健全化を進め、一般会計からの繰出減に努めます。
- 現在、有効活用されていない土地や家屋等の公有財産については、売却も含め有効活用方法を検討します。
- ふるさと納税を積極的にPRし、財源確保とともに本町の知名度向上に努めます。

② 組織の効率化の推進

- 多様・複雑・高度化する行政需要に、迅速かつ的確に対応し、活力のある町運営を進めるために、組織や事務事業の見直しによる効率化を、これまでと同様に継続的に推進します。
- 組織の見直し等に伴う職員配置の適正化を図るとともに、職員の計画的な採用による職員数の適正化や年齢構成の是正に努めます。
- 職員が柔軟な発想で町民へのサービス意識やコスト意識を持って職務を遂行するように入人事評価制度の導入などにより意識改革を推進します。
- 「九度山町人材育成基本方針」に基づき、職員に対して計画的、効果的に研修を実施し、職員の能力と資質の向上を図ります。

③ 事務の簡素化・効率化（行政の情報化・電子自治体の推進）

- 各種事務手続きや事務権限の見直し、マイナンバーの活用等により、事務の簡素化、効率化（電子化、電子自治体の推進）を図ります。また、住民の高齢化等により住民票などの申請や受け取りが困難な地域もあることから、様々な手段によるサービスが提供できるように検討を進めます。
- 住民サービスの向上や行政事務の簡素化、合理化のために、各種システムの導入を図るとともに、電子申請等への対応に努め、電子自治体の構築をより一層推進します。
- 個人情報の流出が大きな社会問題となっていることから、情報セキュリティ対策の強化や個人情報などの情報資産の適正な取扱いにより、情報システムの安全性、信頼性を確保します。
- 災害発生時に迅速な対応が可能な行政システムの構築や非常時にバックアップが可能な行政情報データの整備を推進します。また、必要に応じて様々な災害等に備えた緊急時業務継続計画の策定を推進します。

6-3 広域的な行政活動の推進

(1) 現況と課題

近年、交通網の整備や情報通信手段の発展により、町民の経済活動圏や生活圏は、町域や県域を越えた広がりを見せており、周辺市町をはじめ大阪圏域との交流や結びつきが強くなっています。

時代の変化に伴い、町民の行政サービスに対するニーズも多様化しており、1町だけで的確に対応することが難しくなっており、より高度で専門的な行政サービスが必要な分野では広域での連携や協力が必要になっています。

本町は、橋本市、かつらぎ町、高野町との1市3町で橋本周辺広域市町村圏組合を構成し、ごみ処理や休日急患診療所の運営等の圏域の広域行政需要に取り組んでいます。

また、共通の行政需要を持つ周辺市町と一部事務組合方式により、老人福祉施設、児童福祉施設の設置やし尿処理、消防等の厚生福祉、環境衛生、防災の各分野での取組を進めています。

今後は、人口が減少し、財政運営が厳しい状況が想定される中で、町民が求める多種多様な行政需要に対して、効果的、効率的に応えるため、様々な分野において周辺市町と連携を強化し、新たな視点による広域行政の展開を進めていく必要があります。

▽橋本・伊都圏域の人口・面積等

市町名	人口		世帯数	面積	
	人数	構成比		面積	構成比
九度山町	4,377人	5.0%	1,649戸	44.15km ²	9.5%
橋本市	63,621人	72.0%	23,653戸	130.55km ²	28.2%
かつらぎ町	16,992人	19.2%	6,315戸	151.69km ²	32.7%
高野町	3,352人	3.8%	1,468戸	137.03km ²	29.6%
合計	88,342人	100.0%	33,085戸	463.42km ²	100.0%

資料:市町村データブック

▽本町に関係する一部事務組合

事務分類	一部事務組合名称	共同処理する事務	構成市町村	設置年月日
地域開発計画	橋本周辺広域市町村圏組合	▶ 広域圏計画に基づく事業 ▶ ごみ処理施設の設置運営及び管理 ▶ 知的障がい者更生(入所)施設用地の取得及び管理 ▶ 介護認定審査会の設置運営 ▶ 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営 ▶ 休日急患診療所の運営 ▶ 病院群輪番制の運営	橋本市及び伊都郡3町	平成11.3.1
厚生福祉	伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	▶ 児童福祉施設の設置、管理運営	橋本市及び伊都郡3町	昭和53.4.26
	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	▶ 老人福祉施設の設置、管理運営 ▶ 介護保険法に関連する事務	橋本市及び伊都郡3町	昭和29.1.30
環境衛生	橋本伊都衛生施設組合	▶ し尿処理施設の設置、管理運営	橋本市、かつらぎ町、九度山町	昭和36.2.25
防災	伊都消防組合	▶ 消防・救急 ▶ 液化石油ガス関連事務 ▶ 高圧ガス関連事務 ▶ 火薬類関連事務	橋本市、かつらぎ町、九度山町	昭和54.7.26

資料:市町村データブック

(2) 基本方針

住民生活圏の拡大や行政の効率化が求められる中で、広域的な行政需要や課題に的確に対応するとともに、効率的、合理的な行政運営を促進するために、近隣市町相互の地域特性を活かした広域行政を推進します。

(3) 主要施策

① 広域行政の推進

- 現在、広域市町で共同設置しているし尿処理施設などの効率的、効果的な運営を促進するとともに、今後、より広域的に取り組む必要があると考えられる福祉や医療、防災、交通、観光等の分野においては、広域的な取組の視点に立った行政を推進します。
- 各種の公共施設をより活用していくために、町民のニーズに対応し周辺市町と相互利用協定を結び、施設の有効利用の促進と町民サービスの向上を促します。

② 周辺市町との連携強化

- 広域的な課題である交通基盤の整備促進や医療体制の充実、観光の推進等を図るために、これまで以上に周辺市町との連携強化に努めます。